

「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令)

許認可等の名称	再開発等促進区等内の地区整備計画で建ぺい率の最高限度を規定、当該地区計画等に適合した建築物の建ぺい率の緩和認定	
根拠法令・条項	建築基準法第68条の3第2項	
所管課	建築安全課	
審査基準	認定については、法律の規定他、開発整備促進区を定める地区計画制度の運用について(技術的助言)(平成18年11月30日国都計第106号・国住発第166号)を準用する。	
標準処理期間	標準処理期間	認定については30日を原則とする。
	標準処理期間を設定できない理由	